

定期報告対象建築物の報告年度

(土浦市建築基準法施行細則第9条)

建築物用途		定期報告年度							
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1	劇場、映画館、演芸場、	○			○			○	
2	※1 観覧場(屋外観覧場を除く。), 公会堂、集会場	○			○			○	
3	病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)		○			○			○
4	ホテル又は旅館	○			○			○	
5	高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途 【サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム 等】		○			○			○
6	高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途 【助産施設、各種老人ホーム、障害者支援施設 等】		○			○			○
7	児童福祉施設等 (6に掲げるもの以外)		○			○			○
8	学校又は体育館(学校に付属するものに限る)	○			○			○	
9	体育館(学校に付属するものを除く)	○			○			○	
10	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場 又はスポーツの練習場		○			○			○
11	百貨店、マーケット、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、 遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗			○			○		
	展示場、待合			○			○		
12	事務所その他これに類するもの (階数が5以上で延べ面積が1,000m ² を超えるものに限る)	○			○			○	

※1:客席部分の床面積合計が200m²以上のもの※1の例:客席100m²+客席50m²+客席50m²=200m² 定期報告対象なります。